

広島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市福富町下竹仁字ハテカフロ山二六九七の二四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

指定理由の消滅